

低所得の子育て世帯向け 生活支援特別給付金

子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274



対象者のうち、以下に該当する人は申請が必要です。申請書、必要書類等、詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。

ひとり親世帯

- ・公的年金等の受給により児童扶養手当を未受給
- ・児童扶養手当受給相当に家計が急変

ひとり親世帯以外

- ・16～18歳の児童のみを養育し、令和5年度住民税が非課税
- ・住民税非課税相当に家計が急変

■支給額 児童1人につき5万円

■申請方法 令和6年2月29日(木)までに、申請書等を持参または郵送で同課へ。



住民税非課税世帯 臨時給付金

臨時給付金コールセンター ☎0570-000-653 ☎922-1062

対象世帯に「支給のお知らせ」、「確認書」、「申請書」のいずれかを送付します。

■対象世帯 令和5年6月1日時点で市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員が令和5年度の住民税均等割非課税の世帯

■送付時期 「申請書」は8月8日(火)を予定（「支給のお知らせ」「確認書」は送付済み）

■支給額 1世帯につき3万円

■申請方法

- ①「支給のお知らせ」が届いた場合 お知らせに記載の口座で受給する場合、手続きは不要。
- ②「確認書」「申請書」が届いた場合 確認書または申請書と、必要書類を10月31日(火)までに返信用封筒で返送。

児童扶養手当 特別児童扶養手当

子育て支援課

●児童扶養手当 ☎922-1476 ☎922-3274

●特別児童扶養手当 ☎922-1483 ☎922-3274



▲児童扶養手当



▲特別児童扶養手当

いずれも、受給には届け出が必要です。支給額、所得制限額、除外条件等、詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。

児童扶養手当

以下の対象児童に該当する子どもを養育している父、母、または主として生計を維持する養育者に支給します。

■対象児童 18歳になった年の年度末までの子ども（一定の障がいがある場合は20歳未満）で、次のいずれかに該当する。

- ・父母の離婚や死亡（生死不明を含む）などにより父または母あるいは父母と生計を同じくしていない。
- ・父または母に一定の障がいがある。
- ・父または母から1年以上遺棄されている。
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている。
- ・母が未婚で出生した。
- ・父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している父母または養育者に支給します。

現況届、所得状況届の提出を

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている人は、現況届または所得状況届の提出が必要です。7月下旬に個別に送付しますので、同封の案内を確認し提出して下さい。

■児童扶養手当（現況届）

8月1日(火)～31(木)に案内に記載の方法（郵送・窓口）で提出。

■特別児童扶養手当（所得状況届）

8月1日(火)～13(日)（消印有効）に郵送で提出。

市長の資産等を公開

庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

「政治倫理の確立のための草加市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和4年12月31日現在の市長の資産等並びに令和5年4月1日現在で報酬を得て職についている会社等を公開します。

■預金・貯金 預金の総額（当座・普通預金を除く）：110万円

■自動車：軽自動車2台、その他1台

■会社等：東埼玉資源環境組合（理事）、埼玉県都市ボートレース企業団（議員）、草加八潮消防組合（管理者）、学校法人獨協学園（評議員）

■6月の放射線量等 ○大気中放射線量(単位：マイクロシーベルト/時) 最大値0.07/最小値0.05（市役所前）

草加モノづくりブランド 製品・技術・食品を募集

草加モノづくりブランド実行委員会事務局
(草加商工会議所内) ☎928-8111 ☎928-8125



市内で製造された独自性のある優れた工業製品や技術、食品を「草加モノづくりブランド」として認定します。

認定された製品等は、市や草加商工会議所のホームページで紹介。同ブランドのロゴマークの使用や展示会でのPRなど、認知度向上や販路拡大の支援が受けられます。

■認定対象製品等 市内事業所で製造または企画開発された工業製品・技術・食品で、すでに一般に販売や実用化されているもの等。各部門で要件が異なります。

■事業者の応募資格 市内で1年以上継続して事業を営んでおり、かつ次のいずれかに該当する事業者

- ・市内に本社を有する中小製造業者等
- ・市内に開発・製造部門の事業所があり、該当事務所で対象製品・技術を開発または製造している中小製造業者等
- ・中小企業が主たる構成者となって活動している協同組合等の団体、任意グループ

■11月17日(金)までに草加商工会議所、産業振興課で配布する応募用紙（市ホームページ（QRコード）からも入手可）に必要書類を添えて〒340-0016中央2-16-10同会議所へ。

熱中症から身を守りましょう

健康づくり課 ☎922-1156 ☎922-1516

熱中症は、屋外だけでなく室内でも発症します。また、症状によっては若い人でも重い後遺症が残る場合も。暑さに正しく対応し、発症を予防しましょう。



熱中症警戒アラートを活用

熱中症の危険性が高い際に発表。防災行政無線等でお知らせします。なるべく外出を控えましょう。



▲熱中症警戒アラート



こまめな水分補給

のどが渇く前に水分補給を（1日当たりコップ5～6杯が目安）。大量に汗をかいた時は、塩分も忘れずに。



身近な人への声かけを

高齢者や子ども、持病のある人等の発症リスクの高い人へ、夜間も含めたエアコンの使用やこまめな水分補給等の声かけを。